



EMBD

Global X Emerging Markets Bond ETF
グローバルX 新興国債券 ETF

運用報告書（全体版）

2023年11月30日に終了する計算期間

免責事項

この運用報告書はグローバルXファンズの2023年11月30日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、この運用報告書および上記 Annual Report との間に齟齬が生じた場合、上記 Annual Report が優先されることにご留意下さい。

- (注)
1. 本書に記載の「ドル」または「\$」という用語は、別段の記載がある場合を除き米ドルを指す。また、本書に記載の金額のうち通貨単位の記載がないものは、別段の記載がある場合を除きその通貨単位は米ドルである。
 2. 本書において、米ドルの円貨換算は、2024年5月23日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売買相場仲値（1米ドル=156.92円）による。別段の記載がある場合を除き、かかる計算から生じる金額につき、1円または1百万円未満の端数を四捨五入する。なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

2024年5月31日

金融庁長官 殿
発行者

受益証券発行者名	グローバルXファンズ (Global X Funds)
代表者の役職氏名	プレジデント トーマス・パク (Thomas Park, President)
本店の所在地	ニューヨーク州 10022、ニューヨーク、レキシントン・ アベニュー600 (600 Lexington Avenue, New York, New York 10022)
代理人の氏名又は名称	弁護士 樋 口 航
代理人の住所又は所在地	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビ ルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
事務連絡者氏名	弁護士 樋 口 航
事務連絡場所	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビ ルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
電話番号	(03)6775-1142

外国投資信託に関する投資信託財産運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律第 59 条において準用する同法第 14 条の規定により外国投資信託に関する投資信託財産運用報告書を提出します。この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

目 次

本書の記載事項の説明	4
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）	6
投資一覧	9
貸借対照表	17
損益計算書	18
純資産変動計算書	19
財務ハイライト	20
財務諸表に対する注記	21

本書の記載事項の説明

1. ファンドの仕組み

「ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）」を参照。

2. 計算期間中における資産の運用の経過

「ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）」および「財務ハイライト」等を参照。なお、2023年11月30日終了の計算期間中の本ファンドのシェア1口当たりの純資産価額は以下のとおりであり、また当該計算期間中に支払われた配当の総額はシェア1口当たり1.786402ドル（280円）であった。

通貨	2022年 12月30 日	2023年 1月31 日	2023年 2月28 日	2023年 3月31 日	2023年 4月28 日	2023年 5月31 日	2023年 6月30 日	2023年 7月31 日	2023年 8月31 日	2023年 9月29 日	2023年 10月31 日	2023年 11月30 日
ドル	21.39	22.30	21.49	21.82	21.85	21.54	21.87	22.11	21.04	20.78	20.67	21.59
円	3,357	3,499	3,372	3,424	3,429	3,380	3,432	3,470	3,302	3,261	3,244	3,388

3. 運用状況の推移

「ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）」および「財務ハイライト」等を参照。

4. ファンドの経理状況

「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」、「財務ハイライト」および「財務諸表に対する注記」等を参照。

5. 信託報酬その他の手数料等

「損益計算書」および「財務諸表に対する注記」等を参照。

6. 計算期間の末日における純資産額計算書

「貸借対照表」および「純資産変動計算書」等を参照。

7. 投資の対象とする有価証券等の主な銘柄

「ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）」および「投資一覧」等を参照。

ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察（未監査）

グローバルX 新興国債券 ETF

グローバルX 新興国債券 ETF（以下「本ファンド」という。）は、新興市場国の債券に投資することにより収益および資本増価の両方による高水準のトータル・リターンを獲得を目指す、ミライ・アセット・グローバル・インベストメンツ（ユーエスエー）エルエルシー（Mirae Asset Global Investments (USA) LLC）（以下「本サブ・アドバイザー」という。）をサブ・アドバイザーとする、積極運用型のファンドである。本ファンドは、主として、米ドル建ての新興国債券に投資するが、該当する現地通貨建ての新興国債券にも投資することができる。これには、新興市場国のソブリン、準ソブリンおよび企業体によって発行される固定金利および変動金利の債券が含まれる。収益および資本増価の両方による高水準のトータル・リターンを目指し、本ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、本サブ・アドバイザーの投資委員会の見解に沿ったトップダウンのマクロ的な見解およびボトムアップの基礎的なリサーチの両方を取り入れ、優れたリスク調整後リターンを提供すると考えられる特定の国や企業の魅力度を評価する。ポートフォリオ・マネージャーは、市場動向をより正確に反映するため、およびリターンを高める機会に対して戦術的なポジションを取るために、本ファンドのトップダウンおよびボトムアップ戦略を柔軟に調整することができる。

本ファンドは、JP モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス（JPMorgan EMBI Global Core Index）（以下「ベンチマーク指数」という。）をそのパフォーマンス指標として使用する。ベンチマーク指数は、新興国の積極運用型の債券商品のトータル・リターンに連動する、広範的かつ分散型の米ドル建て新興国債券指標である。

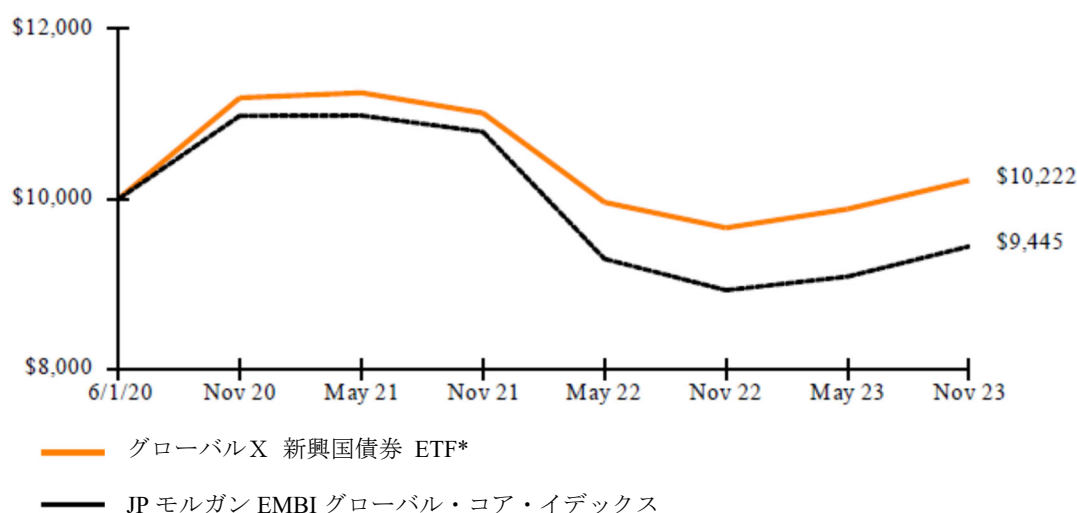
2023年11月30日に終了した12か月間（以下「報告期間」という。）において、ベンチマーク指数が5.77%上昇した一方で、本ファンドは5.80%上昇した。本ファンドの純資産額は2022年11月30日時点で、一口当たり21.41ドルであり、2023年11月31日時点において同21.59ドルで報告期間を終了した。

報告期間中、最もリターンが高かったものは、Government Of El Salvador 7.1246% January 20, 2050 および Government Of Sri Lanka 6.75% April 18, 2028 であり、それぞれ82.82%と63.18%のリターンであった。最もパフォーマンスが低調だったものは、Government Of Ecuador 6.0% July 31, 2030 および Government Of Ecuador 2.5% July 31, 2040 であり、それぞれ- 24.30 %と- 22.45 %のリターンであった。

報告期間中、本ファンドは、先進国市場でのさらなる利上げへの懸念が後退した一方で、新興国資産がリスク・センチメントの好転による恩恵を受けたため、プラスのトータル・リターンを記録した。金利のピークの可能性および米ドルの価値は、金利センチメントを改善し、報告期間の終わりにかけて輸出依存地域に関連する資産に恩恵をもたらす広範な上昇をもたらした。これらの影響は、特に報告期間の終わり近くに顕著であり、投機的格付けのクレジットのリターンが、より格付けの高いクレジットのリターンを大幅に上回った。

2023年11月期平均年間トータル・リターン						
1年		3年		運用開始からの年平均*		
純資産額	時価	純資産額	時価	純資産額	時価	
グローバルX 新興国債券 ETF	5.80%	4.55%	-2.97%	-2.94%	0.63%	0.75%
JP モルガン EMBI グローバル・コア・イデックス	5.77%	5.77%	-4.89%	-4.89%	-1.62%	-1.62%

投資額 10,000 ドルの成長推移（純資産ベース）



*本ファンドは、2020年6月1日に運用を開始した。

JP モルガン EMBI グローバル・コア・イデックスは、新興国の積極運用型の債券商品のトータル・リターンに連動する、広範的かつ分散型の米ドル建て新興国債券指標である。

本書で引用する実績データは、過去の実績であり、本ファンドに対する投資のリターンおよび価額は変動し、売却時には、その価値が当初の費用を下回ることがある。過去の実績は、将来のパフォーマンスを一切保証しておらず、本ファンドの将来の結果を表しているものとみなされるべきではない。本ファンドのパフォーマンスは、すべての配当およびキャピタル・ゲインの再投資を前提としている。インデックスのリターンは、配当の再投資を前提としているが、本ファンドとは異なり、手数料および費用を考慮していない。かかる手数料および費用をインデックスのリターンに含めた場合、パフォーマンスは低下する。インデックスそのものには直接投資できないことに留意されたい。上記期間におけるパフォーマンス数値は、契約上の報酬免除および／または費用の償還を反映している場合がある。報酬の免除および／または費用の償還（該当する場合）がなかった場合には、リターンはさらに低くなることとなる。

本ファンドが規定の目的を達成する保証はない。

本ファンドの保有銘柄および配分は、変更される場合があり、個別の銘柄の購入を推奨するものとは

みなされない。

上記のグラフおよび表は、本ファンドの分配、または本ファンドのシェアの償還もしくは売却に関してシェア保有者が支払う税金の控除前のものである。

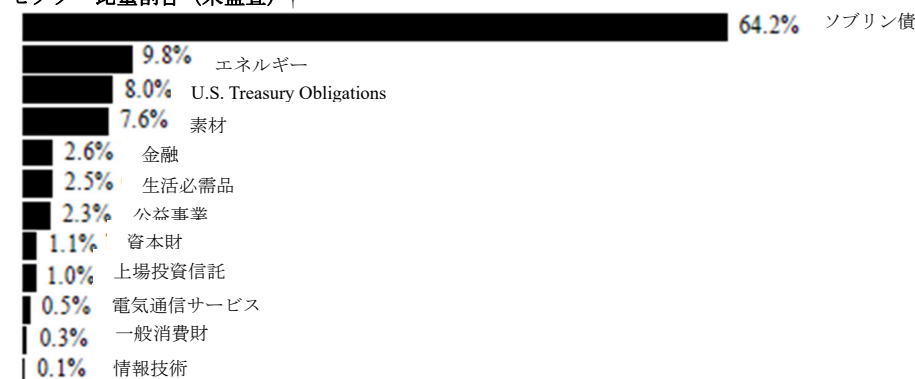
上記の比較対象インデックスの定義を参照

投資一覧

グローバルX 新興国債券 ETF (EMBD)

2023年11月30日

セクター比重割合 (未監査) †



† セクター比重割合は、投資の市場価格総額に基づいている。投資総額は、該当する場合には、オプション、先物取引、先渡契約、およびスワップ契約などのデリバティブを除く。

銘柄	株式数/額面金額	価額
ソブリン債 - 63.2%		
アンゴラ - 0.8%		
Angolan Government International Bond		
8.750%, 04/14/32	1,200,000	1,002,000
アルゼンチン - 1.7%		
Argentine Republic Government International Bond		
4.250%, 01/09/38 ^(A)	2,100,000	765,623
3.625%, 07/09/35 ^(A)	2,900,000	935,772
3.500%, 07/09/41 ^(A)	1,400,000	455,959
アルゼンチン合計		2,157,354
アゼルバイジャン - 0.3%		
Republic of Azerbaijan International Bond		
3.500%, 09/01/32	400,000	332,440
バーレーン - 0.4%		
Bahrain Government International Bond		
6.750%, 09/20/29	200,000	200,228
Bahrain Government International Bond MTN		
5.250%, 01/25/33	300,000	260,300
バーレーン合計		460,528
ブラジル - 2.5%		
Brazilian Government International Bond		
6.000%, 10/20/33	1,600,000	1,556,049
5.625%, 02/21/47	400,000	329,936
4.625%, 01/13/28	1,100,000	1,075,966
3.750%, 09/12/31	200,000	174,299
ブラジル合計		3,136,250
チリ - 1.6%		
Chile Government International Bond		
4.000%, 01/31/52	1,000,000	765,893
3.860%, 06/21/47	200,000	153,461
3.500%, 01/25/50	600,000	423,015
3.240%, 02/06/28	800,000	745,700
チリ合計		2,088,069
コロンビア - 2.6%		
Colombia Government International Bond		
5.200%, 05/15/49	1,400,000	991,523
4.500%, 03/15/29	400,000	358,223
4.125%, 05/15/51	500,000	300,052
3.875%, 04/25/27	1,000,000	928,665

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
3.250%, 04/22/32	900,000	677,052
3.125%, 04/15/31	200,000	154,458
コロンビア合計		3,409,973
コスタリカ - 0.7%		
Costa Rica Government International Bond		
6.550%, 04/03/34 ^(B)	200,000	201,250
6.125%, 02/19/31	600,000	597,420
コスタリカ合計		798,670
ドミニカ共和国 - 3.6%		
Dominican Republic International Bond		
7.050%, 02/03/31	500,000	503,088
6.400%, 06/05/49	600,000	527,999
6.000%, 07/19/28	1,000,000	973,551
5.950%, 01/25/27	500,000	491,777
4.875%, 09/23/32	1,200,000	1,034,880
4.500%, 01/30/30	1,200,000	1,061,070
ドミニカ共和国合計		4,592,365
エクアドル - 1.5%		
Ecuador Government International Bond		
6.000%, 07/31/30 ^(A)	400,000	184,053
3.500%, 07/31/35 ^(A)	3,200,000	1,119,276
2.500%, 07/31/40 ^(A)	2,000,000	620,000
エクアドル合計		1,923,329
エジプト - 2.4%		
Egypt Government International Bond		
8.875%, 05/29/50	1,000,000	579,650
8.700%, 03/01/49	1,000,000	572,444
7.903%, 02/21/48	400,000	220,068
7.625%, 05/29/32	1,000,000	634,896
5.800%, 09/30/27	200,000	142,760
Egypt Government International Bond MTN		
5.875%, 02/16/31	1,200,000	718,997
エジプト合計		2,868,815
エルサルバドル - 0.1%		
El Salvador Government International Bond		
7.125%, 01/20/50 ^(B)	200,000	133,456
ガーナ - 0.6%		
Ghana Government International Bond		
8.950%, 03/26/51	400,000	169,461
8.627%, 06/16/49	600,000	251,340
8.125%, 03/26/32	1,000,000	427,110
ガーナ合計		847,911
ハンガリー - 4.1%		
Hungary Government International Bond		
6.750%, 09/25/52	600,000	610,452
6.250%, 09/22/32	1,500,000	1,530,906
6.125%, 05/22/28	1,200,000	1,219,082
5.500%, 06/16/34	500,000	476,105
3.125%, 09/21/51	1,000,000	606,700
2.125%, 09/22/31	800,000	615,520
ハンガリー合計		5,058,765
インド - 0.6%		
Export-Import Bank of India		
3.875%, 02/01/28	800,000	753,298
インドネシア - 0.9%		
Indonesia Government International Bond		
5.650%, 01/11/53	400,000	404,160
4.550%, 01/11/28	800,000	783,681
インドネシア合計		1,187,841
コートジボワール - 0.8%		
Ivory Coast Government International Bond		
6.125%, 06/15/33	1,200,000	1,052,424
ヨルダン - 0.3%		
Jordan Government International Bond		
5.750%, 01/31/27	400,000	385,000
ケニア - 0.4%		
Republic of Kenya Government International Bond		
8.250%, 02/28/48	600,000	453,144

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
クウェート - 0.2%		
Kuwait International Government Bond 3.500%, 03/20/27	200,000	192,048
メキシコ - 2.8%		
Mexico Government International Bond 6.350%, 02/09/35	1,000,000	1,010,516
5.000%, 04/27/51	400,000	325,375
4.750%, 04/27/32	1,000,000	930,534
4.400%, 02/12/52	800,000	591,174
4.150%, 03/28/27	200,000	194,059
2.659%, 05/24/31	400,000	326,907
メキシコ合計		3,378,565
モロッコ - 1.1%		
Morocco Government International Bond 6.500%, 09/08/33	200,000	202,092
4.000%, 12/15/50	200,000	132,138
2.375%, 12/15/27	1,200,000	1,052,208
モロッコ合計		1,386,438
ナイジェリア - 1.3%		
Nigeria Government International Bond 9.248%, 01/21/49	400,000	330,824
7.696%, 02/23/38	700,000	531,538
7.143%, 02/23/30	200,000	170,610
Nigeria Government International Bond MTN 7.625%, 11/28/47	800,000	580,000
ナイジェリア合計		1,612,972
オマーン - 3.7%		
Oman Government International Bond 6.250%, 01/25/31	1,000,000	1,025,436
5.625%, 01/17/28	1,300,000	1,301,326
5.375%, 03/08/27	1,000,000	991,760
4.750%, 06/15/26	700,000	682,325
Oman Government International Bond MTN 6.000%, 08/01/29	800,000	809,979
オマーン合計		4,810,826
パキスタン - 0.2%		
Pakistan Government International Bond MTN 8.875%, 04/08/51	200,000	117,500
7.375%, 04/08/31	200,000	118,052
パキスタン合計		235,552
パナマ - 1.6%		
Panama Government International Bond 6.400%, 02/14/35	300,000	280,110
4.500%, 04/01/56	200,000	126,068
3.875%, 03/17/28	800,000	720,401
3.870%, 07/23/60	800,000	448,756
3.750%, 03/16/25	400,000	385,585
パナマ合計		1,960,920
パラグアイ - 0.9%		
Paraguay Government International Bond 5.000%, 04/15/26	600,000	588,998
4.950%, 04/28/31	600,000	565,202
パラグアイ合計		1,154,200
ペルー - 3.2%		
Peruvian Government International Bond 8.750%, 11/21/33	1,700,000	2,066,449
5.625%, 11/18/50	600,000	580,232
3.550%, 03/10/51	800,000	562,453
3.000%, 01/15/34	400,000	321,238
2.783%, 01/23/31	500,000	421,284
2.392%, 01/23/26	200,000	187,685
ペルー合計		4,139,341
フィリピン - 1.4%		
Philippine Government International Bond 6.375%, 10/23/34	800,000	867,000
5.950%, 10/13/47	200,000	208,328
5.500%, 01/17/48	400,000	391,986
3.700%, 02/02/42	400,000	311,667

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
フィリピン合計		1,778,981
ポーランド – 2.1%		
Bank Gospodarstwa Krajowego MTN 5.375%, 05/22/33	1,600,000	1,560,144
Republic of Poland Government International Bond 5.500%, 04/04/53	1,200,000	1,156,853
ポーランド合計		2,716,997
カタール – 1.8%		
Qatar Government International Bond 4.817%, 03/14/49	600,000	533,680
4.625%, 06/02/46	200,000	174,972
4.400%, 04/16/50	1,000,000	836,250
3.750%, 04/16/30	400,000	379,224
3.400%, 04/16/25	400,000	389,592
カタール合計		2,313,718
ルーマニア – 2.4%		
Romanian Government International Bond 5.250%, 11/25/27	600,000	585,510
4.000%, 02/14/51	800,000	528,792
3.625%, 03/27/32	200,000	166,000
3.000%, 02/14/31	600,000	486,732
3.000%, 02/27/27	1,400,000	1,280,216
ルーマニア合計		3,047,250
サウジアラビア – 2.2%		
Saudi Government International Bond 4.375%, 04/16/29	700,000	681,184
Saudi Government International Bond MTN 4.500%, 04/17/30	600,000	582,444
3.750%, 01/21/55	1,500,000	1,032,093
2.250%, 02/02/33	600,000	475,128
サウジアラビア合計		2,770,849
セネガル – 0.4%		
Senegal Government International Bond 6.750%, 03/13/48	800,000	562,160
セルビア – 0.5%		
Serbia International Bond 6.500%, 09/26/33	700,000	687,890
南アフリカ – 3.9%		
Republic of South Africa Government International Bond 7.300%, 04/20/52	700,000	601,720
5.875%, 09/16/25	600,000	598,140
5.875%, 04/20/32	800,000	716,966
4.850%, 09/27/27	400,000	380,904
4.850%, 09/30/29	1,800,000	1,611,000
4.300%, 10/12/28	1,000,000	898,540
南アフリカ合計		4,807,270
スリランカ – 0.4%		
Sri Lanka Government International Bond 7.550%, 03/28/30	600,000	297,159
6.750%, 04/18/28	600,000	300,189
スリランカ合計		597,348
トルコ – 2.4%		
Turkey Government International Bond 6.625%, 02/17/45	400,000	317,680
6.125%, 10/24/28	400,000	376,066
5.750%, 05/11/47	600,000	423,000
5.250%, 03/13/30	1,000,000	866,256
4.750%, 01/26/26	600,000	571,450
4.250%, 04/14/26	400,000	374,640
トルコ合計		2,929,092
ウクライナ – 0.5%		
Ukraine Government International Bond 7.750%, 09/01/28	400,000	109,172
7.375%, 09/25/34	1,000,000	235,000
7.253%, 03/15/35	1,000,000	235,000
ウクライナ合計		579,172
アラブ首長国連邦 – 3.8%		
Abu Dhabi Government International Bond		

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
3.125%, 09/30/49	800,000	535,891
2.125%, 09/30/24	1,000,000	971,280
Abu Dhabi Government International Bond MTN		
3.125%, 10/11/27	800,000	754,640
2.500%, 04/16/25	1,200,000	1,154,640
Finance Department Government of Sharjah		
6.500%, 11/23/32	400,000	404,028
6.500%, 11/23/32 ^(B)	400,000	404,028
Finance Department Government of Sharjah MTN		
4.375%, 03/10/51	1,000,000	662,452
アラブ首長国連邦合計		4,886,959
ウルグアイ - 0.5%		
Uruguay Government International Bond		
5.100%, 06/18/50	200,000	188,564
4.375%, 01/23/31	400,000	387,484
ウルグアイ合計		576,048
ソブリン債合計		
(取得費: \$88,431,323)		79,766,228
会社発行の債券 - 26.4%		
アゼルバイジャン - 0.3%		
エネルギー - 0.3%		
Southern Gas Corridor CJSC		
6.875%, 03/24/26	400,000	401,884
ブラジル - 0.9%		
資本財 - 0.5%		
Rumo Luxembourg Sarl		
4.200%, 01/18/32	200,000	163,000
Sitios Latinoamerica		
5.375%, 04/04/32	600,000	533,587
資本財合計		696,587
素材 - 0.4%		
Vale Overseas		
3.750%, 07/08/30	500,000	440,033
ブラジル合計		1,136,620
チリ - 2.4%		
生活必需品 - 0.8%		
Cia Cervecerias Unidas		
3.350%, 01/19/32	1,200,000	996,000
素材 - 1.6%		
Corp Nacional del Cobre de Chile		
5.950%, 01/08/34	700,000	685,421
3.625%, 08/01/27	1,000,000	929,539
3.000%, 09/30/29	600,000	518,114
素材合計		2,133,074
チリ合計		3,129,074
中国 - 0.5%		
電気通信サービス - 0.5%		
Prosus		
4.987%, 01/19/52	500,000	351,853
3.832%, 02/08/51	500,000	297,517
中国合計		649,370
コロンビア - 0.5%		
エネルギー - 0.5%		
Ecopetrol		
5.875%, 05/28/45	900,000	640,159
インドネシア - 1.7%		
エネルギー - 0.2%		
Pertamina Persero MTN		
6.450%, 05/30/44	200,000	202,055
素材 - 1.2%		
Freeport Indonesia		
6.200%, 04/14/52	200,000	182,050
Freeport Indonesia MTN		
5.315%, 04/14/32	450,000	424,691
Indonesia Asahan Aluminium / Mineral Industri Indonesia Persero		
6.530%, 11/15/28	1,000,000	1,027,800
素材合計		1,634,541

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
公益事業 - 0.3%		
Perusahaan Perseroan Persero Perusahaan Listrik Negara MTN 4.125%, 05/15/27	400,000	384,000
インドネシア合計		2,220,596
イスラエル - 1.0%		
素材 - 1.0%		
ICL Group 6.375%, 05/31/38 ^(B)	1,400,000	1,265,398
カザフスタン - 1.5%		
エネルギー - 1.5%		
KazMunayGas National JSC 6.375%, 10/24/48	1,500,000	1,274,958
Tengizchevroil Finance International 4.000%, 08/15/26	200,000	183,300
3.250%, 08/15/30	600,000	463,194
カザフスタン合計		1,921,452
マレーシア - 1.8%		
エネルギー - 1.8%		
Petronas Capital MTN 4.550%, 04/21/50	1,400,000	1,183,385
3.500%, 03/18/25	600,000	585,702
3.500%, 04/21/30	500,000	456,060
マレーシア合計		2,225,147
メキシコ - 5.1%		
一般消費財 - 0.3%		
Becle 2.500%, 10/14/31	500,000	386,692
生活必需品 - 0.6%		
Bimbo Bakeries USA 6.050%, 01/15/29	800,000	817,656
エネルギー - 2.8%		
Petroleos Mexicanos 10.000%, 02/07/33	200,000	186,540
7.690%, 01/23/50	900,000	599,114
6.840%, 01/23/30	1,200,000	969,643
6.500%, 01/23/29	1,000,000	838,282
5.950%, 01/28/31	1,200,000	894,684
エネルギー合計		3,488,263
金融 - 0.5%		
Banco Nacional de Comercio Exterior SNC 2.720%, H15T5Y + 2.000%, 08/11/31 ^(C)	800,000	672,968
素材 - 0.9%		
Orbia Advance 2.875%, 05/11/31	800,000	636,313
Southern Copper 5.875%, 04/23/45	500,000	477,643
素材合計		1,113,956
メキシコ合計		6,479,535
モロッコ - 0.3%		
素材 - 0.3%		
OCP 5.125%, 06/23/51	600,000	429,210
ペルー - 0.3%		
エネルギー - 0.3%		
Transportadora de Gas del Peru 4.250%, 04/30/28	400,000	387,738
サウジアラビア - 2.3%		
エネルギー - 1.7%		
EIG Pearl Holdings Sarl 4.387%, 11/30/46	800,000	588,901
3.545%, 08/31/36	400,000	332,512
Saudi Arabian Oil MTN 3.500%, 04/16/29	800,000	736,512
2.875%, 04/16/24	400,000	394,984
エネルギー合計		2,052,909
公益事業 - 0.6%		
Acwa Power Management And Investments One		

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
5.950%, 12/15/39	798,168	763,352
サウジアラビア合計		2,816,261
南アフリカ - 1.6%		
素材 - 0.3%		
Sasol Financing USA		
5.500%, 03/18/31	400,000	325,991
公益事業 - 1.3%		
Eskom Holdings SOC MTN		
6.350%, 08/10/28	1,800,000	1,692,000
南アフリカ合計		2,017,991
韓国 - 0.1%		
情報技術 - 0.1%		
SK Hynix		
2.375%, 01/19/31	200,000	156,946
タイ - 1.1%		
エネルギー - 0.3%		
Thaioil Treasury Center MTN		
5.375%, 11/20/48	400,000	336,333
素材 - 0.8%		
GC Treasury Center MTN		
5.200%, 03/30/52	600,000	478,623
2.980%, 03/18/31	600,000	487,338
素材合計		965,961
タイ合計		1,302,294
アラブ首長国連邦 - 0.9%		
エネルギー - 0.3%		
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline		
4.600%, 11/02/47	400,000	346,730
資本財 - 0.6%		
DP World Crescent MTN		
4.848%, 09/26/28	200,000	193,884
DP World MTN		
4.700%, 09/30/49	600,000	466,500
資本財合計		660,384
アラブ首長国連邦合計		1,007,114
英国 - 1.0%		
生活必需品 - 1.0%		
CK Hutchison International 23		
4.875%, 04/21/33 ^(B)	750,000	726,504
4.750%, 04/21/28	500,000	493,050
英国合計		1,219,554
米国 - 3.1%		
金融 - 2.1%		
Bank of America MTN		
4.948%, SOFRRATE + 2.040%, 07/22/28 ^(C)	800,000	784,797
JPMorgan Chase		
3.960%, TSFR3M + 1.507%, 01/29/27 ^(C)	800,000	773,844
1.578%, SOFRRATE + 0.885%, 04/22/27 ^(C)	1,200,000	1,092,261
金融合計		2,650,902
素材 - 1.0%		
GCC		
3.614%, 04/20/32	1,500,000	1,225,170
米国合計		3,876,072
会社発行の債券合計		33,282,415
(取得費: \$36,682,340)		
U.S. Treasury Obligations - 7.8%		
U.S. Treasury Bond		
4.125%, 08/15/53	600,000	561,000
U.S. Treasury Notes		
3.375%, 05/15/33	800,000	739,000
3.000%, 07/31/24	3,800,000	3,743,148
2.500%, 04/30/24	2,500,000	2,470,801
0.375%, 11/30/25	2,600,000	2,387,430
U.S. Treasury Obligations 総額		9,901,379
(取得費: \$9,960,962)		
上場投資信託 - 1.0%		

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

銘柄	株式数/額面金額	価額
Global X 1-3 Month T-Bill ETF ^(D)	50,000	1,256,500
上場投資信託総額		
(取得費: \$1,256,772)		1,256,500
投資総額 - 98.4%		
(取得費: \$136,331,397)		124,206,522

割合は純資産 126,290,172 ドルに基づく。

- (A) ステップクーポン証券—償還時までには一定の間隔でクーポン・レートが上昇（ステップアップ・ボンド）または下落（ステップダウン・ボンド）する。表示された金利は、現在有効な利率を反映している。
- (B) 当証券は、1933年証券法の規則144Aにより、登録を免除されている。該当する証券は、登録を免除された取引において、通常は適格機関である買い手に対して販売することができる。2023年11月30日現在、本証券の総価額は2,730,636ドルであり、本ファンドの純資産の2.2%を占める。
- (C) 変動利付証券—表示された金利は、期末時点で適用される金利である。特定の証券に関する利率は、公表された基準利率およびスプレッドに基づいておらず、発行会社もしくは代理人が現在の市場環境に基づいて決定するか、既存貸付に基づく計算式を使用して決定するか、または現行の金利に基づき周期的に調整することにより決定する。
- (D) 関連投資

以下は、価額で計上される本ファンドの証券の評価に際し、2023年11月30日現在に用いられたインプットのレベルの概要である。

証券投資	レベル1	レベル2	レベル3	合計
ソブリン債	\$ —	\$ 79,766,228	\$ —	\$ 79,766,228
会社発行の債券	—	33,282,415	—	33,282,415
U.S. Treasury Obligations	—	9,901,379	—	9,901,379
上場投資信託	1,256,500	—	—	1,256,500
証券投資総額	\$ 1,256,500	\$ 122,950,022	\$ —	\$ 124,206,522

以下は、2023年11月30日終了の計算期間中に行われた関連ファンドとの取引の概要である。

2022年11月 30日現在の 価額	購入価額	売上収益	未実現増価 (減価)の 変動	実現利益 (損失)	2023年11月 30日現在の価 額	配当収入	キャピタル ゲイン
グローバルX 米国 T-Bill 1-3 か月 ETF							
\$—	\$1,256,772	\$—	\$(272)	\$—	\$1,256,500	\$17,125	\$—

「—」と記載されている場合、その額が0ドルまたは四捨五入して0ドルであることを表している。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

貸借対照表

2023年11月30日

	グローバルX 新興国債券 ETF
資 産	
投資（取得費）	\$135,074,625
関連会社への投資（取得費）	1,256,772
外国通貨（取得費／（取得益））	—
投資（評価額）	\$122,950,022
関連会社への投資（評価額）	1,256,500
現金	1,091,841
外国通貨（評価額）	—
未収配当金および未収利息	1,548,839
売却されたキャピタル・シェアの受取勘定	—
売却された投資有価証券の受取勘定	—
ブローカーからの未収入金	1,192,440
資産合計	128,039,642
負 債	
償還されたキャピタル・シェアの支払勘定	1,192,440
購入された投資有価証券の支払勘定	509,830
投資アドバイザーに対する支払勘定	37,903
外国通貨当座借越	—
評価済有価証券に対する外国キャピタル・ゲイン課税	—
ブローカーに対する負債	9,297
負債合計	1,749,470
純 資 産	\$126,290,172
純 資 産	
払込資本	\$147,587,702
分配可能収益（累積損失）合計	(21,297,530)
純 資 産	\$126,290,172
発行済受益権シェア（授権数の制限なし—無額面）	5,850,000
シェア1口当たり純資産価額、売出価格および償還価格	\$21.59

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

損益計算書

2023年11月30日終了の計算期間

	グローバルX 新興国債券 ETF
投資利益	
関連会社への投資による受取配当金	\$17,125
受取配当金	—
受取利息	6,724,179
外国源泉徴収税の控除額	(1,668)
投資利益合計	6,739,636
費用	
監督および管理報酬 ⁽¹⁾	440,489
保管報酬 ⁽²⁾	52
費用合計	440,541
正味投資利益	6,299,095
正味実現利益（損失）の内訳	
投資 ⁽³⁾	(5,155,039)
関連会社への投資	—
外国通貨取引	(1)
外国キャピタル・ゲイン課税	—
アドバイザーからの支払額 ⁽⁴⁾	224
正味実現利益（損失）	(5,154,816)
未実現増価（減価）の正味変動額の内訳	
投資	4,915,737
関連会社への投資	(272)
評価済有価証券に対する外国キャピタル・ゲイン課税	—
外国通貨換算	—
未実現増価の正味変動額	4,915,465
実現および未実現の正味利益（損失）	(239,351)
運用による純資産の正味増加	\$6,059,744

(1) 監督および管理報酬は、アドバイザーにより提供される投資顧問業務に対して本ファンドが支払う報酬を含む。（財務諸表に対する注記の注記3を参照のこと。）

(2) 財務諸表に対する注記の注記2を参照のこと。

(3) 現物償還から生じた実現利益（損失）を含む。（財務諸表に対する注記の注記4を参照のこと。）

(4) 財務諸表に対する注記の注記3を参照のこと。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

純資産変動計算書

	グローバルX 新興国債券 ETF	
	2023年11月30日終了 計算期間	2022年11月30日終了 計算期間
運用		
正味投資利益	\$6,299,095	\$4,696,506
正味実現利益（損失）	(5,154,816)	(8,832,130)
未実現増価（減価）の正味変動額	4,915,465	(12,732,226)
運用による純資産の正味増加（減少）	6,059,744	(16,867,850)
分配	(5,417,100)	(6,235,363)
資本の払戻し	—	(63,760)
キャピタル・シェア取引		
発行済	43,021,229	19,243,135
償還済	(15,849,750)	(33,991,128)
キャピタル・シェア取引による純資産の増加（減少）	27,171,479	(14,747,993)
純資産の増加（減少）合計	27,814,123	(37,914,966)
純資産		
期首	98,476,049	136,391,015
期末	\$126,290,172	\$98,476,049
シェア取引		
発行済	2,000,000	850,000
償還済	(750,000)	(1,550,000)
シェア取引による発行済シェアの正味増加（減少）	1,250,000	(700,000)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

財務ハイライト

記載期間を通じた発行済シェア1口についての要約データ

グローバルX 新興国債券 ETF	2023年	2022年	2021年	2020年 ⁽¹⁾
期首純資産額 (\$)	21.41	25.73	27.50	25.00
正味投資利益 (\$) *	1.20	0.93	0.90	0.49
投資に関する実現および未実現の正味利益 (損失) (\$)	0.01	(4.02)	(1.30)	2.47
運用による合計 (\$)	1.21	(3.09)	(0.40)	2.96
正味投資利益による分配 (\$)	(1.03)	(0.91)	(0.99)	(0.46)
キャピタル・ゲインによる分配 (\$)	—	(0.31)	(0.38)	—
資本の払戻し (\$)	—	(0.01)	—	—
分配による合計 (\$)	(1.03)	(1.23)	(1.37)	(0.46)
期末純資産額 (\$)	21.59	21.41	25.73	27.50
トータル・リターン (%) **	5.80	(12.26)	(1.60)	11.91
期末純資産 (単位: 1,000 ドル)	126,290	98,476	136,391	68,739
平均純資産に対する費用の比率 (%)	0.39#	0.39	0.39	0.39†
平均純資産に対する正味投資利益の比率 (%)	5.58	4.10	3.37	3.72†
ポートフォリオ・ターンオーバー比率 (%) ††	35.97	51.59	70.51	38.12

* シェア1口当たりのデータは、平均シェア方式を用いて計算されている。

** トータル・リターンは当該期間のものであり、年換算されていない。記載のリターンは、本ファンドの分配または本ファンドの償還につきシェア保有者が支払う税金控除を反映していない。

† 年換算されている。

†† ポートフォリオ・ターンオーバー比率は当該期間のものであり、1年に満たない期間については、年換算されていない。現物譲渡は含まれていない。

対象ファンドへの投資の結果として間接的に発生した手数料および費用は含まれていない。(財務諸表に対する注記の注記3を参照のこと。)

⁽¹⁾ 本ファンドは、2020年6月1日に運用を開始した。

「—」と記載されている金額は、0ドルであるか、0ドルに四捨五入されている。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の不可欠な一部である。

財務諸表に対する注記

1. 設立

グローバルXファンズ（以下「本トラスト」という。）は、2008年3月6日にデラウェア州の制定法上の信託として設立された。本トラストは、1940年投資会社法（その後の改正を含め、以下「1940年法」という。）に基づき、オープンエンド型の運用投資会社として登録されている。2023年11月30日現在、本トラストは113のポートフォリオを保有し、その内109のポートフォリオが運用されている。本書に含まれる財務書類および関連する注記は、グローバルX 新興国債券ETF（以下「本ファンド」という。）に関するものである。本ファンドは、1940年法上の非分散型ファンドとしての分類を選択している。

2. 重要な会計方針

以下は、本ファンドが従う重要な会計方針の概要である。

見積りの利用

本ファンドは、米国の財務会計基準審議会がトピック 946 において発行した会計報告指針を採用する投資法人である。米国で一般に認められた会計原則（以下「米国 GAAP」という。）に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発資産・負債の開示内容や、報告期間中の業務による純資産の増加および減少の計上額に影響を与える一定の見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果はこうした見積りと大きく相違することがある。

有価証券の評価

相場が随時利用可能な証券取引所もしくは市場に上場している、または株式店頭市場機械化システムに登録されている有価証券（NASDAQ株式市場（以下「NASDAQ」という。）で取引されている有価証券を除く。）は、店頭取引の有価証券を含め、主要な証券取引所または取引が行われている（国内外の）取引所での最終の（または、有価証券の主たる取引が通常その時刻に開始する場合、東部標準時午後4時頃に）成立した取引価格で、あるいはそのような成立した取引価格の報告がない場合、公正価格の近似値として、売呼値と買呼値との仲値（当該取引所に売呼値および買呼値の両方は存在しない場合、買呼値が使用される場合がある。）で評価される。

NASDAQ で取引される証券については、NASDAQ の公式の終値が使用される。外国有価

証券の価格は現地通貨で報告された上、報告日における為替レートを使用して米ドルに換算される。本トラストが評価に用いる為替レートは、ニューヨークまたはロンドンでの日々の終値とする。

その市場価格が「随時入手可能」ではない有価証券は、本ファンドの投資顧問であるグローバル・X・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「アドバイザー」という。）が定め、本トラストの受託者会（以下「受託者会」という。）が承認した公正価値決定手順（以下「公正価値決定手順」という。）に従って評価される。1940年法の規則2a-5に従い、受託者会は、アドバイザーを、容易に入手できる市場相場がない証券およびその他の商品の公正価値を決定する「指定評価者」として指定している。公正価値決定手順は、アドバイザーの公正価値決定委員会（以下「委員会」という。）により実行される。公正価値決定手順を用いた有価証券価値の決定が必要となる一般的な理由としては、当該有価証券の取引が停止もしくは中断された場合、当該有価証券が主たる取引所において上場廃止となった場合、当該有価証券の主たる市場が通常であれば開いているはずの時間に一時的に開いていない場合、当該有価証券の取引が長期間行われていない場合、または、当該有価証券の取引が現地政府が課す制限を受けている場合等が挙げられる。さらに、米国外で取引される本ファンドの有価証券の価値に重大な影響を与えるおそれがある事象（以下「重要事象」という。）が当該有価証券の最後の取引終了時点から本ファンドがその純資産額（以下「NAV」という。）を算出するまでの間に発生した場合、本ファンドは、その公正価値を決定することができる。重要事象は、単独の発行体に関するものである場合もあれば、市場セクター全体に関するものである場合もある。重要事象となりうる事象には、政府による措置、自然災害、武力紛争、テロ行為および市場における大きな変動が含まれる。アドバイザーがある有価証券または有価証券のグループに関して、当該有価証券の主たる取引が行われる取引所または市場の終了後、本ファンドがそのNAVを算出する時点までに発生した重要事象を認識した場合、アドバイザーは、委員会の招集を要請することができる。委員会は、公正価値決定手順に従って有価証券の価値が決定される際には、自ら合理的に入手可能なあらゆる関連情報を考慮した上でその価値を決定する。2023年11月30日現在、公正価値決定手順を利用して価格を決定した有価証券はなかった。

債券は、利用可能な場合、独立した外部の価格決定事業者が提供する評価に基づき価格が決定される。かかる評価には原則として、当該有価証券が活発に取引されている場合、その報告された最新の売却価格が反映される。外部の価格決定事業者はまた、実際の市場取引、ブローカーが提供する評価、当該有価証券の市場価値を決定するために設計されたその他の方法を用いる手法を利用して評価された買呼値で債券の価値を決定する場合がある。満期までの残存期間が60日未満の債券は、市場価値で評価される。本ファンドが保有する有価証券の大部分について、その価格は広く認められている外部価格決定業者により

日々提供される。本ファンドは、ある有価証券の価格が独立した外部の価格決定事業者から取得できない場合、1社以上の外部ブローカーから買呼値の取得を試みる。

本ファンドは、公正価値の測定に関する権威ある指針および米国 GAAP に基づく開示に従い、公正価値の測定に用いられる評価手法へのインプットの順序に基づきその投資資産の公正価値を開示する。公正価値の測定の目的は、市場参加者同士の間での秩序だった取引において資産を売却して受領し、または債務を譲渡して支払われる測定日時点における価格（出口価格）を決定することである。したがって、公正価値のヒエラルキーでは同一の資産または債務についての活発な市場における相場価格（未調整）の優先順位が最も高く（レベル1）、観測不能のインプットの優先順位が最も低い（レベル3）。三層からなるインプットのヒエラルキーは、以下の3つのレベルにまとめられる。

レベル 1 – 同一の非制限資産または債務の、測定日時点で本ファンドがアクセス可能な活発な市場における未調整の相場価格

レベル 2 – その他の重要な観測可能なインプット（活発でない市場における相場価格、類似の投資対象の相場価格および本ファンドが測定日またはそれに近い期間でトランシェを NAV で全額償還可能な投資対象ならびに償却コストで評価される短期投資の公正価値等）

レベル 3 – 重要な観測不能なインプット（本ファンドの投資対象の公正価値決定における前提事項および本ファンドが測定日またはそれに近い期間ではトランシェを NAV で全額償還ができない投資対象の公正価値等）

投資は、公正価値の決定において、検討される最も低いレベルのインプットに分類される。その公正価値の測定において複数のインプットを考慮するレベル 3 に分類される投資は、公正価値測定の全体の一部にレベル 1 またはレベル 2 のインプットを含むことがある。投資区分の詳細については、投資一覧を参照のこと。

レベル 3 資産の公正価値の判断に使用される観測不能な各インプットは、評価に共通する影響を与えることもあれば、相異なる影響を与えることもある。これらのインプット単独での大幅な増減および各インプットの相互関係は、公正価値の測定に非常に大きな上下幅をもたらすことがある。

ブローカーとの間の授受

ブローカーとの間の授受には、2023年11月30日時点の本ファンドの清算ブローカーまた

は取引相手方との間で行われた現金および担保の差額のやり取りが含まれる。本ファンドは、取引の相手方である各ブローカーまたは取引相手方の信用状況を継続的に監視する。ブローカーまたは取引相手方がその義務を履行できない場合、本ファンドは、カウンターパーティに関する信用リスクに晒されることになる。

連邦所得税

本ファンドは、1986年内国歳入法（その改正を含む。）のM節の規定を遵守することにより連邦所得税法上の規制投資会社として認められ、またはその資格を保持し続けることを意図している。そのため、以下に記載されている場合を除き、財務書類において連邦所得税の引当は行われていない。

本ファンドは、本ファンドの税務申告書作成の際に採用し、または採用すると見込まれる税務上のポジションを評価し、そのポジションの制度上の利点に基づく課税当局による調査においてそれぞれの税務上のポジションが「高い可能性」で（具体的には半分以上の確率で）維持できるか否かを判断する。上記の高い可能性の基準を満たすとはみなされない税務上のポジションは、当該年度において税務上の便益または費用として計上される。本ファンドは今期中税務上のポジションを計上しなかった。但し、税務上のポジションに関する経営陣の結論は、課税当局による調査（具体的には、（該当する場合）過去3年の課税年度終了時）ならびに税法および税規制ならびにその解釈の随時の分析および改正・変更を含み、かつこれに限定されない要因に基づいて後日の検証および調整を受ける場合がある。外国において未了となっている税務申告が本ファンドにある場合、所定の期限内に届出が行われる。

2023年11月30日現在および同日に終了した報告期間中、損益計算書上それを所得税費用として計上された本ファンドに未認識の税制優遇措置に係る債務は存在していなかった。当該期間中、本ファンドにおいて利得または加算税は発生しなかった。本ファンドはまた、未認識の税制優遇措置の総額が今後12か月間に大幅に変動する可能性が合理的にあり得る税務上のポジションを認識していない。保険料の償却額および割引額の増加は利息収益に含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告書において取引日付で記載されている。投資有価証券売却の実現損益を決定するための費用は、個別の認識に基づいている。配当収益は、配当落ち期日付で計上されている。利息収益は、決済日からの発生ベースで認識されている。プレミアムの償却およびディスカウントの増額は受取利息に含まれている。

外貨取引および換算

本ファンドの帳簿記録は、米ドル建てで管理される。外国通貨建ての投資証券およびその他の資産・負債は、評価日現在で米ドルに換算されている。投資証券の売買、収入および経費は、当該取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。本ファンドは、証券の市場価格の値動きに起因する変動のうち、為替レートの変化による実現・未実現の損益部分を分離しない。かかる損益は、損益計算書の正味実現・未実現損益に含まれている。外国為替取引および換算の正味実現・未実現損益は、外国通貨のスポット取引、外貨の処分、証券取引の取引日と決済日との間に実現した為替差益・差損ならびに投資収益の金額および外国の源泉徴収税の本ファンドの帳簿に記録される金額と実際に受領したまたは支払われた米ドル相当額との差額による外国為替損益の純額を表す。

シェア保有者に対する配当および分配金

本ファンドは、按分で投資収益を分配する。正味実現キャピタル・ゲインは、年に一度以上分配される。すべての分配は、配当落ち期日付で記録される。

現金当座借越手数料

バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「BNY メロン」という。）との契約の条件に基づき、本ファンドに現金当座借越がある場合、BNY メロンが機関投資家のカスタディ顧客に対してその時点で請求している利率で、該当通貨の利息が請求される。2023年6月26日頃以前は、本ファンドが任意の日付で現金当座貸越を行った場合、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（以下「BBH」という。）との契約の条件に基づき、現金当座借越手数料が該当する BBH 基準金利に 2.00%を加えた料率で査定された。現金当座借越手数料は、損益計算書のカスタディアン報酬に含まれている。

発行単位

本ファンドは、そのシェア（以下「シェア」という。）について、継続的に、NAV で、かつ 50,000 単位のまとまり（以下「発行単位」という。）でのみ、発行および償還を行う。NAV で発行単位を購入する者（以下「指定参加者」という。）は、取引毎に規定の発行取引手数料を支払わなければならない。手数料は、一回払いで、同日中に指定参加者が購入する発行単位の数にかかわらず同額である。

発行単位を保有しており、その NAV での償還を希望する指定参加者は、当該償還日に、同

日に償還される発行単位の数にかかわらず、取引毎に規定の償還手数料を BNY メロンに支払う。発行単位が現金で購入または償還される場合、追加の各種手数料が課される場合がある。以下の表では、発行単位の詳細を開示している。

	発行単位の		2023年11月30日	
	シェア	発行手数料	現在の価額	償還手数料
グローバルX 新興国債券 ETF	50,000	\$ 500	\$ 1,079,500	\$ 500

3. 関連当事者間取引およびサービス事業者取引

アドバイザーは、2018年7月2日付で、ミレーアセット・グローバル・インベストメンツ・カンパニー・リミテッド（以下「ミレー」という。）の間接的な完全子会社になる取引を完了した。アドバイザーは、これにより、ミレーの最終的な支配を受けている。

アドバイザーは、本ファンドの投資顧問および事務代行会社を務める。アドバイザーは、委員会の監督の下、本ファンドの投資活動の管理ならびに本ファンドの事業およびその他管理業務を担当しており、一定の販売サービス（別途の販売契約に基づき提供される。）、シェア保有者および分配に関する一定のサービス（別途の規則 12b-1 プランおよび関連契約に基づき提供される。）および投資顧問業務（別途の投資顧問契約に基づき提供される。）を含め、原則として「すべて込み」の手数料体系の下、あらゆる監督、事務および本ファンドの業務に合理的に必要なその他のサービスを提供し、または提供させる。本ファンドは、アドバイザーによる本ファンドへのサービスにつき、監督・事務管理契約（以下「監督・事務管理契約」という。）に基づいて、年間料率（本ファンドの日々の純資産に対する割合で表示されている。）でアドバイザーに対し以下の月額手数料（以下「監督・事務管理手数料」という。）を支払う。本ファンドはさらに、直接または間接に、税金、仲介手数料、委託手数料、一定のカストディアン報酬、関係会社でない投資会社への投資に係る取得ファンドの手数料、ならびにその他取引費用、利息費用および特別経費（訴訟・補償費用等）等の監督・事務管理契約に含まれないその他の経費を負担する。かかる経費には増減があり、本ファンドの総経費率に影響を与えることがある。

本ファンドについての監督・事務管理契約は、本ファンドによる関連投資会社への投資により発生した取得ファンドの手数料および経費についても、アドバイザーが負担することとされている。2023年11月30日に終了した年度において、アドバイザーは、取得したファンドの手数料および経費として 224 米ドルを支払い、同額について、本ファンドに対する月毎の払戻しを行った。この金額は、損益計算書のアドバイザーからの支払いに含まれている。

以下の表では、監督・事務管理契約に基づき支払われる監督・事務管理手数料を開示している。

監督・事務管理手数料

グローバルX 新興国債券ETF

0.39%

サブ・アドバイザー

アドバイザーは、アドバイザーの関係会社であるミレーアセット・グローバル・インベストメント（米国）エルエルシー（以下「ミレー米国サブ・アドバイザー」という。）との間でサブ・アドバイザー契約を締結しており、かかる契約に基づき、アドバイザーは、本ファンドに提供される管理・運営サービスについて、ミレー米国サブ・アドバイザーに対し支払いを行う。ミレー米国サブ・アドバイザーは、委員会およびアドバイザーの監督・監視の下、本ファンドの運営について責任を負い、本ファンドの投資目的に従って行う有価証券の売買について裁量権を有する。

アドバイザーは随時、ミレー米国サブ・アドバイザーに対し、自らの収益の一部を共有し、またはその他の資源を割り当てることができる。アドバイザーによるミレー米国サブ・アドバイザーに対する上記の支払いはいずれも、アドバイザー自身の資源から行われる。

アドバイザーは、ミレー米国サブ・アドバイザーに対し、本ファンドに対する管理・運営サービスの提供の対価として、報酬（以下「サブ・アドバイザー運営報酬」という。）を支払う。アドバイザーは、以下に定める年間の料率で、ミレー米国サブ・アドバイザーに対し、月毎のサブ・アドバイザー運用報酬を支払う。

- ・資産の合計が 50 百万米ドル以上の日について、資産の 0.14%
- ・資産の合計が 50 百万米ドル未満の日について、資産の 0.00%

SEI インベストメント・グローバル・ファンズ・サービスズ（以下「SEIGFS」という。）は、本ファンドの復事務代行会社を務める。SEIGFSは、復事務代行会社として、必要な管理サービス全般（事務所スペース、設備および人員、事務およびバックオフィスサービス全般、記帳代行、内部会計および事務局サービス、NAV の計算ならびに報告書、登録書、議決権行使勧誘書類およびその他連邦および州の証券法に基づき本ファンドによる届出または交付が必要な書類の作成および提出の支援を含み、かつこれに限定されない。）を本

ファンドに提供する。SEIGFS は、上記サービスの対価として、日毎に発生し、アドバイザーから月毎に支払われる、一定の現金払費用、取引手数料および資産に基づく手数料を受領する。

SEI インベストメンツ・ディストリビューション・カンパニー（以下「SIDCO」という。）は、本ファンドの引受業者および販売委託契約（以下「販売委託契約」という。）に基づく発行単位の販売業者を務める。SIDCO は、シェアについて特定の数量を販売する義務を負わない。

SIDCO は、シェアの販売に関して以下の費用および経費を負担する。(1) 発行単位の発行記録の作成および維持にかかる費用、(2) 登録ブローカー／ディーラーに求められる記録の維持に係る費用の一切、(3) 連邦法または州法に基づくディーラーまたはブローカーとしての登録または認可を維持するための経費、(4) 届出費用および(5) 販売委託契約において企図される販売サービスに関連して発生するその他一切の経費。SIDCO は、販売委託契約に基づく販売サービスについて本ファンドからの報酬を受領せず、それに代えて、アドバイザーが SIDCO に対し、一定の経費、現金払費用および取引手数料を支払う。

BNY メロンは、本ファンドのために本トラストの名義書換代理人およびカストディアンを務める。カストディアンとして、BNY メロンは国内外のサブカストディアンを任命し、本トラストが購入した証券およびその他の商品を外国で保有し、本トラストのために現金および通貨を本ファンドに代わって保有するために随時預託機関を利用することができる。また、BNY メロンは本ファンドのために本トラストの名義書換代理人も務める。本トラストとの名義書換代理人契約に基づき、BNY メロンは、本ファンドに関して以下のサービスを提供することを本トラストと約束している。(i) 発行単位の購入および償還の実行と促進、(ii) 証券預託機関（以下「DTC」という。）の振替システムを使って、本ファンドに代わって本トラストが宣言したシェアに関する配当金および分配金の支払いを準備し、送信すること、(iii) 名義書換代理人契約に定められた報告、情報および書類を準備し、交付すること、(iv) 名義書換代理人および配当金支払代理人の慣例的なサービスを実行することおよび、(v) 名義書換代理人契約に定められた、または別途合意されたその他のサービスを提供すること。

本ファンドのカストディアン、名義書換代理人および証券貸付代理人は、2023年6月26日頃にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーからBNYメロンに移行した。BBH は、上記サービスの対価として、日毎に発生し、アドバイザーから月毎に支払われる、一定の現金払費用、取引手数料および資産に基づく手数料を受領する。

4. 投資取引

2023年11月30日に終了した年度について、現物取引、長期米国債および短期証券を除く証券投資の売買は以下のとおりであった。

	購入		売却および満期	
グローバルX 新興国債券 ETF	\$	34,728,679	\$	39,297,142

2023年11月30日に終了した年度について、発行および償還に関連する現物取引は以下のとおりであった。

2023年度	購入		売却および満期		実現利益（損失）
グローバルX 新興国債券 ETF	\$	42,154,076	\$	14,014,049	\$ (1,224,863)

2023年11月30日に終了した年度について、長期米国債の本ファンドによる購入は3,040,633米ドル、売却は1,746,602米ドルであった。

5. 税に関する情報

支払われる収入およびキャピタル・ゲインの分配がある場合、その金額および性質は、連邦所得税規制（米国 GAAP とは異なる場合がある。）に従って決定される。それにより、ある報告期間について投資取引に関する正味投資利益（損失）および正味実現利益（損失）が、当該期間中の分配と大きく乖離することがある。これらの帳簿／税の乖離は一時的な場合もあれば恒常的な場合もある。これらの乖離がその性質上恒常的なものである場合、当該乖離が生じた期間の未分配の正味投資利益（損失）、累積正味実現利益（損失）または払込資本のいずれか適切な科目に計上されている。

恒常的差分は、主に返済金の外貨再分類、債務不履行となったウクライナ国債、パッシブ外国投資会社の売却、インドのキャピタル・ゲイン税の再分類および分配金の分類変更で構成されている。払込資本および分配可能利益に計上される恒久的差分は、主に現物償還および純営業損失に関連するものであり、2023年11月30日に終了した会計年度中、以下の勘定間で再分類されている。

	払込資本		分配可能利益（損失）	
グローバルX 新興国債券 ETF	\$	(1,230,068)	\$	1,230,068

2023年11月30日および2022年11月30日に終了した年度または期間中に宣言された配当および分配についての課税区分は以下のとおりであった。

			長期キャピタル・		資本の		合計
			経常利益	ゲイン	払戻し		
グローバルX 新興国債	2023	\$	5,417,100	\$ -	\$ -	\$	5,417,100
債券ETF	2022		6,168,979	66,384	63,760		6,299,123

2023年11月30日現在、課税基準である分配可能収益（累積損失）の内訳は以下のとおりであった。

	グローバルX 新興国債券ETF	
未分配経常利益	\$	1,180,124
資本損失繰越控除		(11,406,015)
投資および外国通貨に関する未実現減価		(11,071,631)
過年度損失繰延		-
その他一時的差異		(8)
累積損失合計	\$	(21,297,530)

2010年12月22日より後に開始した各課税年度について、規制投資会社は、将来の実現キャピタル・ゲインを相殺するために正味資本損失を繰り越すことができ、繰り越された損失は、長期損失または短期損失いずれかの当初の性質を維持する。かかる規定に基づき繰り越された損失は以下のとおりである。

	短期損失		長期損失		合計
グローバルX 新興国債券ETF	\$	3,915,510	\$	7,490,505	\$ 11,406,015

2023年11月30日現在の連邦税費用および本ファンドが保有していた投資に関する総未実現増価および（減価）の合計は以下のとおりであった。

	連邦税費用	総未実現増価	総未実現減価	正味総未実現
				増価（減価）
グローバルX 新興国債券ETF	\$ 135,278,153	\$ 461,991	\$ (11,533,622)	\$ (11,071,631)

未実現増価（減価）に係る帳簿ベースと税務ベースとの差異は、税務上および簿価上の投資に係る損益の認識時期の差異によるものである。本ファンドの未実現評価損の差額純額は、主にウォッシュセールス、不履行社債およびPFICSに起因する。

認められている昨年度の通常の資本損失および10月以降の資本損失（通貨および特定損益項目を含む。）および10月以降の資本損失は、それぞれ2023年1月1日から2023年11月30日まで、および2023年11月1日から2023年11月30日までに実現された、本ファンドが連邦所得税法に従い次年度に発生したものとしてこれを繰延べた上で処理することを選択した損失を表す。

6. リスクの集中

本ファンドは、複数の国の外国の発行者の証券に投資する。これらの投資には、とりわけ、各国における将来の政治経済の展開ならびに政府による監督の強度および証券市場規制に起因する、通常米国での投資には伴わない考慮事項およびリスクが伴うことがある。新興国の証券市場は、米国の証券市場に比べて流動性が低く、価格変動が激しく、時価総額が小さい。

一部の国々では、公に取引される有価証券が少なく、市場が少数の発行体や業界に支配されていることがある。そうした国々の発行体および証券市場については、会計、財務およびその他の報告義務が米国の発行体および証券市場ほど広範かつ頻繁でなく、政府による規制が米国の発行体および証券市場ほど包括的でない。とりわけ、新興国の発行体の財務書類に記載されている資産および利益は、その財務上のポジションや業績の反映の仕方が米国の発行体の財務書類とは異なる場合がある。

新興国の発行体に関する公開情報は、米国の発行体についての公開情報に比べて大幅に少ない可能性がある。新興市場企業に対する調査または訴訟に必要な情報を入手することには重大な障害がある可能性があり、株主の法的救済措置が限られている可能性がある。

対中投資に係る特別なリスクへの考慮－変動持分事業体への投資

米国の取引所を含む中国国外の取引所における資金調達を目的として、中国に拠点を置く多くの事業会社は、変動持分事業体（以下「VIE」という。）の構造を有している。かかる構造において、中国に拠点を置く事業会社は、VIEであり、ケイマン諸島等の国外法域においてペーパーカンパニーを設立する。こうしたペーパーカンパニーは、外国の取引所に上場し、VIEとの間で契約に基づく合意を締結する。この構造により、外国人による所有を政府に制限されている中国企業は、外国投資家から資金を調達することができる。

ペーパーカンパニーは VIE の持分所有権を有しないものの、こうした契約に基づく合意により、ペーパーカンパニーは、会計上 VIE の財務書類を自身のものと連結することができるようになり、対象となる中国の事業会社のパフォーマンスに対する経済上のエクスポージャーを得る。このため、本ファンドの一部のファンドを含む、上場ペーパーカンパニーの投資家は、契約に基づく合意により中国に拠点を置く事業会社に対するエクスポージャーを有するだけで、中国に拠点を置く事業会社を所有することはない。また、ペーパーカンパニーは、VIE とのサービス契約に定められた特定の権利を有しているに過ぎず、中国に拠点を置く事業会社の事業に対するその支配能力は限定的であり、事業会社が投資価値にマイナスの影響を及ぼす事業を行う可能性がある。VIE の構造は広く採用されているものの、中国法の下で正式に認められているわけではないため、中国政府がその構造の存在を禁止し、または VIE と上場ペーパーカンパニーとの契約上の取り決めについて無効と宣言することによってそれらにマイナスの影響を与えるリスクが存在する。これらの契約が中国法上強制執行不能とされた場合、本ファンドを含む上場ペーパーカンパニーの投資家は、求償請求権を殆ど、または全く得られず、重大な損失を被る可能性がある。VIE 構造を成立させる契約について、外国人による所有制限に関するものを含む中国の法令に違反していると中国政府が判断する場合、中国に拠点を置く発行体が、罰則、事業許可および営業許可の取消または持分所有権の没収の対象となる可能性がある。これに加えて、また、VIE の持分を保有する自然人が契約条件に違反した場合、法的手続きの対象となる場合、または中国国内で契約上の取決めを行うために中国に拠点を置く発行体の承認なしに会社印および印鑑等の文書認証のための物理的手段を使用した場合、上場ペーパーカンパニーの VIE に対する支配が危険に晒される可能性もある。会社印および印鑑は、文書への署名に使用される刻印であり、会社による法的拘束力を有する約束を表象する。さらに、将来的な規制措置により、中国に拠点を置く事業会社の経済的利益を享受するペーパーカンパニーの能力が阻害され、上場ペーパーカンパニーに対する本ファンドの投資価値に重大な損失がもたらされる可能性がある。例えば、中国政府は 2022 年に、補習サービス提供企業への投資について VIE 構造の利用を禁止した。政府によって他業界に対し同様の制限が課されないという保証はない。

これらの措置、将来の制裁もしくはその他の措置または追加的制裁もしくはその他の措置がとられるおそれは、本ファンドの一部のファンドの投資の価値および流動性に悪影響を与える可能性がある。例えば、本ファンドは、そのような制裁の対象となる企業が発行する証券に投資することを禁止される場合がある。また、制裁措置がこれらの投資の売買またはその他の取引を本ファンドが行うことを禁止し、当該本ファンドが既存の投資を凍結しなければならない場合がある。

本ファンドはそれぞれ、投資対象の国の課税対象となる可能性がある。そうした税は通常、利益、獲得した収益または本国送金した収益のいずれかに基づく。本ファンドが利益

および／またはキャピタル・ゲインを得る際に当該税は発生し、本ファンドは、正味投資利益、正味実現利益および正味未実現利益について上記の税を適用する。本ファンドは、レプリケーション戦略を用いる。レプリケーション戦略とは、対象インデックスと凡そ同一の割合で、対象インデックスの証券への投資を行うインデックス戦略である。

一部の本ファンドは、変動金利計算の参照レートまたはベンチマーク・レートとしてロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）を利用する金融商品に投資している場合がある。LIBORは、一般的に銀行が無担保で関連通貨を相互に貸し借りできるレートを測定することを意図している。LIBORを監督する規制当局である英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）は、2022年1月1日をもってLIBOR金利の大半の公表を停止するか、同日以降代表レートでなくなることを発表した。大半のLIBORレートの公表は2021年末に終了し、その他の米ドルLIBORレートは2023年6月以降公表されなくなった。継続中のLIBORからの移行と、本ファンドおよび本ファンドが投資する金融商品に対するその影響に関連する不確実性とリスクは依然として存在する。代替参照金利（以下「ARR」という。）もしくはARRを利用する本ファンドが投資する金融商品の構成または特性が、LIBORと類似している、またはLIBORと同等の価値もしくは経済的同等性を生み出す保証も、これらの金融商品が同様の数量または流動性を有する保証もない。さらに、2021年12月31日以前に発行または締結された一部の「レガシー」米ドルLIBOR商品および米ドルLIBORが最終的に廃止された場合に代替金利が特定され、これらの商品に導入されるプロセスに関する不確実性とリスクが依然として存在する。2022年12月16日、連邦準備制度理事会は、変動金利法の施行規則を採択した。同規制は、2023年6月30日以降の特定の金融契約において、LIBORに代わる担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）に基づくベンチマーク金利を特定することで、LIBORに代わる法定代替メカニズムを提供するものである。これらの規制は、他の制限の中でもとりわけ、米国法に準拠する契約のみ適用される。本ファンドは、将来公表されなくなる可能性のある他の銀行間取引金利に連動する商品を保有する可能性がある。本ファンドが保有する「レガシー」米ドルLIBOR商品におけるそのような不確実性やリスクの影響は、本ファンドに損失をもたらす可能性がある。

不安定な為替レートおよび金利等の経済状況、政治上の出来事、軍事行動およびその他の状況によって、事前の警告なしに、外国政府の介入（外国政府、経済部門、外国企業および関連する証券および利益に関する米国政府の介入を含む。）ならびに資本規制（具体的には、国内経済における外国資本の流出・流入を制限することを目的とした政府の措置等）および／または制裁の実行につながる可能性があり、これには、資産の差押えのような政府による他の政府に対する報復行動も含まれる可能性がある。資本規制および／または制裁には、通貨、証券またはその他の資産の移転の禁止または移転可能性の制限が含まれる。また、資本規制および／または制裁は、本ファンドが証券もしくは通貨を売買またはその他の方法で移転する能力に影響を与え、当該金融商品の価値および／または流動性

に悪影響を与え、本ファンドのシェアの取引市場および価格に悪影響を与え、また本ファンドの価値を低下させる可能性がある。

より完全なリスクの説明は、本ファンドの目論見書および追加情報説明書に記載されている。

7. 投資有価証券の貸付

本ファンドは、本ファンドの総資産の市場価値の 3 分の 1 を上限として投資している有価証券の貸付を行うことができる。BNY メロンとの証券貸付契約に基づいて行われる有価証券の貸付は当初時点において、米国の有価証券については 102%以上、外国証券については 105%以上に相当する価値の担保によって保証される必要がある。上記担保は、現金であり、レポ取引または米国債券に投資することができ、投資一覧および貸借対照表に記載される。証券貸付の担保を返済する義務は、貸借対照表においても債務として記載される。本ファンドは、貸付有価証券の評価日の後、その翌営業日の終了までに、借主から追加の担保を受領し、借主に余剰担保を返却することをその方針としている。したがって、保有担保の価値は、貸付有価証券の価値を一時的に下回ることがある。

貸付有価証券の市場価値が上昇した際に借主が価値上昇に伴う追加担保を積み増ししない場合、および借主が有価証券を返却しない場合、有価証券の貸付には本ファンドに損失をもたらすリスクが伴う。借主が要求されたときに追加の担保を提供できない、または証券を期限までに返還できない場合には、証券貸付代理契約に基づき、貸付代理人は、証券または証券の現在の市場価値のいずれかを本ファンドに代納することによって本ファンドを補償する義務を負う。本ファンドはまた、担保の入手にあたり、遅滞に見舞われ、または費用負担を被る可能性がある。本ファンドは、投資された担保に生じる損失により、担保を借主に返却する際に利用可能な額に不足が生じるリスクを負う。2023 年 11 月 30 日現在、本ファンドは、証券貸付を行っていない。

8. 契約上の義務

本ファンドは、その通常業務の過程で様々な補償を定めた契約を締結する。これらの取決めに基づく本ファンドのエクスポージャーの上限は未知数である。但し、本ファンドは、これらの契約に基づく事前の利益または損失を負っていない。

経営陣は、本ファンドの既存の契約について検討済みであり、損失リスクは低いと見込んでいる。

本トラストの設立書類に基づき、本トラストの受託者および本トラストの役員は、自らの職務遂行に起因して生じる可能性がある責任の一部について補償を受ける。

9. 後発事象

本ファンドは、後発事象に起因する追加的開示および／または調整の必要性に関して経営陣による評価を受けている。この評価に基づき、財務書類について追加的調整は必要とされていない。